

## 細則 2 - 3 可搬式制御機器の使用に係る自主保安基準

定める必要がある施設	顧客自らの給油作業等を制御するために可搬式制御機器を使用する顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所
------------	---

## 第1 総則

当所の可搬式制御機器を使用する顧客自らの給油作業等の監視業務は、本編及び関係する細則によるほか、第2で定める「可搬式制御機器の取扱い基準」に基づき行うものとする。

## 第2 可搬式制御機器の取扱い基準

- 1 可搬式制御機器は、防爆構造のもの又は「IEC 60950-1」、「JIS C 6950-1」、「IEC 623681」、「JIS C 62368-1」のうちいずれかの規格に適合したものを使用するものとする。
- 2 可搬式制御機器は、肩掛け紐付きカバー又はアームバンドによる落下防止の保護措置を講じるものとする。
- 3 可搬式制御機器は、当所内のみで使用するものとする。
- 4 火災等の災害発生時は、安全が確認されるまで可搬式制御機器を使用しないものとする。
- 5 所長は、1から4が遵守されるように管理するものとする。
- 6 火災発生時に迅速に初期消火できるように、消火器の設置場所が適正であることを日頃から確認するものとする。
- 7 所長は、可搬式制御機器を使用する危険物取扱者等に対して災害発生時における応急対応を含め可搬式制御機器を運用するために必要な教育及び訓練を行うものとする。
- 8 制御卓に監視者がおらず、可搬式制御機器で給油許可を出す場合は、直接顧客の給油等の状況を視認した上で行うものとする。

## 9 その他

監視制御装置を設置して情報提供型AIシステムを導入する給油取扱所において、固定給油設備や給油空地等の近傍以外の場所から、可搬式制御機器を用いて顧客自らによる給油作業を監視し給油許可を行う場合は、(1)から(3)までの体制を確保するものとする。

- (1) 装置及び機器等に異常や故障が発生した場合に、危険物取扱者又は、甲種若しくは乙種危険物取扱者の立会いのもと勤務員が遅滞なく顧客の給油作業を直視等により適切に監視できる体制
- (2) 顧客から呼び出しがあった場合に、危険物取扱者又は、甲種若しくは乙種危険物取扱者の立会いのもと勤務員が遅滞なく対応できる体制
- (3) 事故が発生した場合に、危険物保安監督者が遅滞なく駆け付けられる体制